

政務活動報告書④

活動事項	「関係自治体を対象とした島根原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る審査状況等説明会」。
活動年月日	平成30年11月1日。
場 所	島根県民会館2階(松江市殿町158)
活動の相手方	説明者:中国電力電源事業本部・島根原子力本部
目的・内容・結果等	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●島根原発2号機、3号機の新規制基準適合性審査状況及び、審査書類の不備について状況を確認するため。 <p>【内容・結果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中国電力は、3号機の審査書類について、原子力規制委員会から、「書類不備であり審査できない」と指摘を受けた。中国電力は、3号機の審査書類の中で、2号機と共有する部分(地盤や地震、津波など)は「2号炉申請の記載に同じ」と記載し、「2号機の指摘事項や他の同様のプラントで設置許可が出た東電柏崎刈羽の審査結果も反映しているため、地質や地盤等の自然現象は切り離して審査してもらえるのではないか」と思っていたため、詳しい記載はしなかった、とのことであった。しかし、そもそも2号機の審査が終わっていないにもかかわらず、中国電力は5月に突然3号機の審査申請をすとし、鳥取県は「検証チーム」も作って内容を確認をしたうえで申請を許可していたが、今回のように「書類不備」が指摘されたのでは、県は何をチェックしていたのかということにもなる。 ●そこで、私は、今回の説明会会場で、「地質や地盤の自然現象は切り離して審査してもらえるとか、その資料のバックデータがないなど、住民の安全に対する責任感が欠如しているのではないか」と抗議した。また、「住民説明会開催」を求めたが、中国電力は「丁寧に対応する」というばかりで、「説明会はしない」とのことであった。 ●後日、11月5日、知事に、「住民説明会開催」を中国電力に求めるよう要望し、知事は境港市・米子市と相談するとの回答であった。結果、両市議会には説明が行われたが、結局、県議会には説明がなかった。
関連領収書番号	領収書④。

政務活動報告書⑤

活動事項	政府レクチャー
活動年月日	2019年1月31日
場 所	参議院会館 B105 会議室
活動の相手方	防衛省:松本俊二(人事教育局人材確保班長)他、外務省:鈴木孝宏(日米地域協定室課長補佐)他、環境省:泉知行(資源環境局総務課リサイクル推進室長補佐)他、原子力規制委員会原子力規制庁:山田創平(原子力規制部審査グループ実用炉審査部門係長)、資源エネルギー庁:来海和宏(新エネルギー課長補佐)他、厚生労働省:佐々木嘉光(医政局医事課)、山谷神奈(保険局国民健康保険課)、鈴木達也(社会・援護局保護課自立支援係長)、岩倉慎(水道計画指導室長補佐)、伴佐和子(労働基準局賃金課政策係長)他、警察庁:木下公三(生活安全局生活安全企画課長補佐)、内閣府:廣渡隆信(男女共同参画局推進課暴力対策推進室課長補佐)、農水省:湖上武士(穀物課長補佐)、川本博康(畜産企画課長補佐)、木村総史(漁業監督指導官)、宮脇滋(木材利用課長補佐)他。
目的・内容・結果等	<p>【目的】県政課題について、政府見解を確認するため。</p> <p>【内容・結果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安保関連法にもとづく美保基地での在外邦人救出訓練の内容に威嚇射撃もあるのか?→武器を使うこともある。 ●新型空中給油機の訓練場所や漁船への訓練の情報提供は?→訓練場所は決まっていなしい答えられない。これまでも訓練は漁船には知らせていないし知らせない。 ●G2 輸送機の滑走路逸脱事故や部品落下への対応は?→滑走路逸脱事故は操作ミスであり機体は正常。操作ミスを防ぐシステム改修を31年度から行っている。部品落下は異常がないことを確認し、再発防止で点検・事例研究・飛行前後の確認の点検をしている。 ●中学校への戦闘シーンが入った自衛隊カレンダー配布は問題では?→いらなと言われたら持って帰る。 ●自衛隊募集のために18歳の4情報が自治体から提供されているのは問題では?→あくまで依頼であって、義務ではない。 ●鳥取大震災で岩美町の荒金鉱山に生き埋めとなった朝鮮人労働者とその家族の遺骨を祖国に帰すこと。→2004年の日韓首脳会談で遺骨返還要請があり、実地調査してきた。しかし岩美の場合は、莫大なお金がかかり不可能なもので、対象外となっている。 ●電力会社と自治体との安全協定は原発の再稼働・稼働にどうリンクするのか。誰が最終判断するのか。→安全協定は任意の協定。稼働は原子力規制委員会が、新規規制基準に適合していれば地元理解を得て、事業者の判断で決める。地元とはあくまで立地県であり、「理解」とは「説明」である。(つまり自治体に稼働の判断権限はないということ)。 ●知事が言うように県は産廃施設の設置義務があるのか?→廃掃法4条2項は、県の区域内の産廃排出抑制と事業者を処分できるよう、県は指導監督をするということ。必要に応じて助言したい。 ●県は公契約条例は最賃法に違反する問題が生じる恐れがあるとしているがどうか?→最賃法は下限額を定めたものである。それ以上であればよいので、公契約条例が最賃法に抵触することはない。4県21自治体が公契約条例をもっている。 ●高等専門学校4・5年生も生活保護の対象にすること。→対象になる。 ●全国知事会が求める1兆円の国保財政支援はどうなっているのか?→現在3400億円支援しているが、それ以上はまだ検討していない。今後検討していきたい。 ●国保料の激変緩和は6年限定でなく延長を。→計画的・段階的にフェイドアウトするが、6年限定ではない。施行状況を見て、議論する。 ●改正水道法による「広域化・民営化」を自治体に無理強いするな。→基本方針を2月中に提案し、夏前には決まる。あくまでできる規定であり、強制するものではない。しかし財政支援がある。 ●DVの加害者対策強化を。→被害者の安全一番。加害者は法律で検挙する基準がある。また6か月の接近禁止命令、2か月の退去命令がある。 ●種子法廃止と種子条例について。→県は要綱で対応しているが、今までの法律の時と同じ構造。圃場計画も入れている。法律があった時も自治体でやってもらっていた。県でやるということで予算措置できる。条例化を妨げてはいない。むしろ県の裁量が増えるので条例化したほうがよい。 ●牛・豚マルキン制度、加工乳生産者補給金、生乳価格保証制度はどうなっているのか?→牛・豚マルキンは9割補償になっている。牛の制度は鳥取県も発動されている。生乳は価格保証制度はなく、交渉で価格が決まっている。 ●改正漁業法の説明会や影響は。→説明会はブロック別で6箇所やった。鳥取県は1/21・22に県庁・県漁協主催でやった。成立2年以内に施行されるがこれから具体化の検討。 ●公共建築物への県産材活用促進のための国支援は?→林業木材産業成長産業化促進対策、林業成長産業化地域創造モデル事業があり、いずれも15%(CLTは1/2)がある。民間施設や小中学校は対象外。 <p>※2月議会で、政府レクチャーの回答を活用し、空中給油機問題、自衛隊カレンダー問題、18歳自衛隊募集情報提供問題、国保問題、DV加害者対策、県産材活用促進問題を取り上げました。</p>
関連領収書番号	領収書⑤

2019年1月31日
日本共産党鳥取県議団
団長 市谷知子
幹事長 錦織陽子

政府レクチャー項目

10:00～11:00

1. 平和・基地・外交関係(防衛省・外務省)

(1)在外邦人救出訓練について

- ①自衛隊美保基地や所属部隊をつかって、安保関連法にもとづく在外邦人救出訓練が行われたが、改正自衛隊法前の訓練との違いはなにか。
- ②「任務遂行のための武器使用」も前提とした訓練とのことだったが、それはどのような訓練だったのか。
- ③南北会談、米朝会談が行われ、関係の平和的解決の流れが生まれている中で、こうした訓練は対岸諸国との緊張関係を高めることにつながるため、やるべきではないと考えるが、今後どのようにするのか。

(2)新型空中給油機KC46Aについて

- ①新型空中給油機 KC-46A が32年度以降に美保基地に配備される計画だが、これまで美保基地は自衛隊輸送機の訓練基地であったが、直接海外での空中給油する任務をもつことになるが、米軍機への給油は想定しているのか。訓練基地から前線基地に美保基地の位置づけを変えるものではないか。
- ②12月深夜、米軍岩国基地所属のFA18戦闘攻撃機とKC-130空中給油機が高知沖で夜間の空中給油任務中に接触事故が発生した。空中給油中の事故は昼間にも発生しているが、岩国基地所属の米軍機のみならず、KC-46A が美保基地に配備されることにより、空中で給油するというきわめて危険な訓練が、日本海周辺海域でも日常的に行われることになるのか。KC-46A の空中給油訓練が行われる場合、計画する海域で操業している漁船への連絡はあるのか。見解をお聞きしたい。

(3)C2輸送機について

- ①大型輸送機 C-2 は29年度から順次美保基地に配備され、30年度中には8機、32年度までに10機の配備計画である。配備以来、29年6月に滑走路逸脱事故が発生したが、その後の C-2 のシステム改修はどうなったのか。また30年度上半期に発生した美保基地所属航空機部品落下報告によると7回のうち6回が C-2 の部品落下によるもので、軽微なものとの扱いではあるが、平成24年度以降の報告でも年間0～2件に比べ突出している。現状と対応をお聞きしたい。構造上問題があるのではないか。どのように改良されたのか。
- ②部品落下は軽微な事案として、半年に1回の報告となっているが、事案発生ごとの報告とすべきと考えるがどうか。

③クリスマスに C2 輸送機をつかって、パラシュートでプレゼントを落下させたり、乗り込んでいた自衛隊員がサンタクロースの格好をして、保育園児たちが喜んでいた。子どもたちを楽しませようとの思いかもしれないが、自衛隊や C2 輸送機の任務からすると、違和感を感じざるを得なかった。また自衛隊について認識できない子どもたちに、「カッコいい」とか、「楽しい」というような意識を与えることは正しくない。そうしたことも考えての行事だったのか。今後はすべきでないと思うがどうか。

(4)鳥取市では、中学校に自衛隊のカレンダーが配布され、18 歳の適齢者情報がシールタックになって自衛隊に提供されているが、自衛隊という特定の公務員だけを、特別に扱うのはおかしいのではないか。また情報提供はプライバシーの侵害ではないか。

(5)全国知事会の決議について

①全国知事会が日米地位協定見直しの決議をあげたが、それに対する認識や対応はどうするのか。

(6)鳥取県岩美町にある荒金鉱山跡地には、鳥取大震災で生き埋めになった、強制労働で鳥取に来ていた朝鮮人労働者とその家族が生き埋めになったままであり、遺骨が祖国に帰っていない状態である。一日も早く遺骨を祖国へ帰すべきと思うがどうか。

11:10~12:00

2. 原発について(経産省・原子力規制委員会)

(1)第5次エネルギー基本計画は2030年に原子力発電の電源構成比率を20~22%としているが、見通しはどうか。

(2)九州電力が10月に原発を優先し、一部の太陽光発電を稼働停止する出力制限を実施。これまで風力発電も抑制し、今月3日までに複数回出力制限をしている。このような出力制限調整が繰り返されると、再生可能エネルギーの推進を抑制と考えるが、政府の見解は。

(3)安全協定は再稼働、新規稼働にどのようにリンクするのか。誰が最終判断するのか。

3. 再生可能エネルギーと FIT 制度について

日本のエネルギー自給率は8, 3%(2016年)で自給率をアップするために2012年7月から「再生可能エネルギーの固定買い取り制度(FIT)」がスタートした。2017年4月から設備認定から事業認定となり、各電源ごとの中長期の目標や数年先の買取価格の設定なども行うようになった。(2017年4月1日から2020年3月31日)

(1) 資源エネルギー庁の発行している「固定買い取り価格ガイドブック」によると、バイオマス発電の調達区分、木質系の種別は未利用、一般、リサイクルだが、一般木材バイオマスのバイオマス事例には、製材端材、輸入材、パーム椰子殻、パームトランクまで対象にしている。鳥取県内で県外の企業が、50,000kw のバイオマス発電を計画している。計画によると、年間 23 万トンの全量輸入椰子殻による発電である。大型化と輸入燃料の活用は木質バイオマスの本来の姿といえるか。ガイドブックではバイオマス発電のメリットは、資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献するとしているが、再生可能エネの FIT 制度は、燃料調達を国外からの全量輸入を想定したものであるのか。

(2)インドネシア・マレーシア等はパームヤシ農場が熱帯雨林を伐採して拡大されるなど、輸出国の生態系破壊をもたらしかねない。世界的な自然環境保護が謳われている時代に、これでは輸出国の環境を犠牲にしながら、日本のバイオマス発電促進ということになるのではないか。

※生活環境部長答弁＝地球温暖化防止効果への寄与、あるいは循環型社会の貢献といったことがあります。また廃棄物の再利用、減少にもつながるといふ面もございますし、地球環境改善への寄与。

13:00～13:30

4. 産業廃棄物について(環境省)

(1)中国の廃プラスチック等の廃棄物輸入制限による、国内のリサイクルの現状と国の対応策についての見解。

(2)廃棄物処理法の4条2項考え方について

「県は産廃処分場を設置する努力義務がある」と言う県の考え方について、4条2項の条文に2ヶ所ある「措置」という意味を県に施設設置の義務があると解釈しているようだが、拡大解釈ではないか。設置義務があるとすれば法的・理論的根拠はなにか。

(3)県知事の双方代理

公益財団法人「鳥取県環境管理事業センター」の代表者は県の部長職を辞して代表につき、現在部長職が理事となっている。出資比率は34%だが、実質的には管理運営費全額、および相当額の資金の貸付をおこなっているが、双方代理を禁じている民法108条が類推適用されるのではないか。

尚、センターの理事職には「生活環境部長」⇒「統轄監」⇒「商工部長」と変遷している。

13:40～15:00

5. 公契約法、公契約条例化について(厚生労働省)

現行の労働法制との整合性について以下に述べる鳥取県の主張に対する見解を伺いたい。

(1)賃金と労働条件に関する基準は、憲法の規定により法律で定めることとしており、労働基準法や最低賃金法により、個別の労働条件について定められているが、これを条例で定めることを憲法で予定していないにもかかわらず、これらの法が定めるものと異なる労働条件を条例で定めることは、法律違反、さらには憲法違反という問題が生ずるおそれがある。

(2)仮に法の基準を上回る労働条件を条例で定めることになれば、国と競合して条例が雇用契約の内容に介入することになるが、契約自由の原則を基本とする中で、労働条件への公共介入は労働者間の適用関係に矛盾のない法律によるべきであり、効力の区域が限定される条例による介入は違法性が疑われるということもあり、こうした問題があることから、既に労働法制の枠組みがある中で、条例という形ではなく、本来、国が必要な制度設計をすることが適当である。

(3)各地で、公契約条例が制定されているが、どこで、どのような制度があるのか。またそれは最低賃金に抵触するとして、国は罰則を科したことがあるのか。

6. 生活保護行政について(厚生労働省)

- (1) 貧困の連鎖を断つために、教育機会の付与が有効である。しかし、高校卒業後の大学や専門学校に進学率は全世帯で73, 2%に比べ、生活保護世帯では33, 1%と半数以下である。現在の保護制度では、高校卒業後の本人の生活費や学費は生活保護世帯員として認められていないために大学進学生、高専専攻科生(4, 5年)等はすべてを自分で賄わなくてはならない。卒業年限を限度に世帯の一員のまま受給できるようにすることについての考え方。
- (2) 災害なみの猛暑が続くなか、エアコン設置が認められたが、電気代が賄えないため我慢して熱射病になるなど、深刻である。今後も猛暑傾向は続く想定され、夏季加算の支給についての見解を求める。

7. 国民健康保険制度について(厚生労働省)

- (1) 全国知事会がもつめた1兆円の国による財政支援について、どのように今後対応するのか。
- (2) 「均等割」は法律で定められており、地方団体では廃止ができない。都道府県単位化されたのだから、地方団体に自由度を与えることについてどう考えるか。
- (3) 保険料の激変緩和措置のための財政的な手立ては、6年間限定ではなく、状況を見て延長を考えるべきと思うがどうか。
- (4) 都道府県単位化されたのであるから、地方自治体が行う医療費助成に対し国が減額措置(ペナルティ)を継続して口出しをするのは矛盾があると思う。ペナルティは廃止すべきと思うがどうか。

8. 医学部の地域枠(厚生労働省・文部科学省)

- (1) 鳥取大学の地域枠を厚生労働省が削減しようとしている。鳥取大学が実施してきた一般枠への振り分けはできなくなり、2020年度から別枠での採用になるとのことだが、定員を充足することが目的化し、学生の学力低下が懸念されている。一般枠への振り分け方式も可能となるようにすること。また、そもそも、医師の絶対数が足りておらず、医学部の定員は減らさず、増やすように求めること。(フランスの7割、ドイツの6割しか日本の医師はおらず、OECD加盟国平均並みの医師数にするには医学部定員の1.5倍化が必要である。)

9. 改正水道法(厚生労働省)

- (1) 改正水道法によって、「広域化・民営化」検討のための県協議会の設置義務が課せられるが、県内市町村には、不採算地域であって、企業が来る当てもなく、民営化はなじまないとする自治体もある。地方自治の観点からすれば、無理強いはできないと考えるが、どうか。協議会から離脱する自治体があってもよいか。
- (2) 協議会から離脱する自治体にペナルティを課すようなことはあってはならないと思うがどうか。

15:10~15:40

10. DVについて(警察庁・内閣府)

- (1)家族への暴力やDVについて、被害者が避難することばかりが求められ、加害者側を拘留し隔離する手立てが薄い。暴力をふるった場合は、その一晩だけでも、警察の留置場などに拘留すべきではないか。鳥取県警は、「現行犯ではない」「加害者にも人権がある」として、すぐに自宅に戻ってきたが問題ではないか。こんなことをしていたら、殺人事件に発展する危険性がある。

15:50~16:40

11. 農業関係(農林水産省)

- (1)種子法が廃止となり、鳥取県は要綱で対応しているが、法律の時との違いは何か。条例をつくっているところがあるが、法律がなくでも、法律と同様の役割を発揮できるのか。また国は条例化を妨げるものではないのか。
- (2)牛マルキン、豚マルキン、子牛生産者補給金、加工乳生産者補給金、生乳価格保証制度は、TPP 対策との関連で、どのように変化しているのか。また再生産可能な制度設計になっているのか。

12. 改正漁業法について(水産庁)

- (1)改正法の説明会を、鳥取県ではいつどのように開催されるのか。
- (2)漁獲量規制について、今回の法改正は鳥取県には影響ないと鳥取県が言っているが、鳥取県漁業への影響についてどのように認識しているか。

13. 公共建築物木造利用促進法について(林野庁)

- (1)法制化されて、本来であれば県産材の活用が進まなければならないが、以前緑プロジェクト事業にあった、公共建築物への補助金制度が廃止され、利用拡大が進んでいない。補助金制度がある時と廃止されてからの木材利用状況はどうか。補助金を復活すべきと思うが、どうか。

以上

政務活動報告書⑥

活動事項	地方議員セミナー「幼児教育・保育の無償化と保育行政」。
活動年月日	2019年1月30日。
場 所	全国理容生活衛生同業組合連合会ビル(東京都渋谷区代々木1-36-4)
活動の相手方	主催:保育研究所
目的・内容・結果等	<p>【目的】</p> <p>●保育制度の現状と課題、10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化の制度内容と課題を学習するため。</p> <p>【内容・結果等】</p> <p>●情勢解説「保育をめぐる状況、無償化の実施策などについて」、逆井直樹(保育研究所)の話があった。そもそも保育制度の重要課題は、①待機児童解消のための保育の量的拡大、②保育士の処遇改善、③保育料軽減がある。①を国は、認可保育所より保育士が50%でよいなど基準が低く、自治体が認可しない「企業主導型保育」の拡大を提案しているが、800箇所中606箇所が監査で問題が指摘されている。また学童保育は地方分権の名のもとに、職員配置が「従うべき基準」から「参酌基準」へと規制緩和され質の担保が懸念されている。②を国は、2017年度から一部の保育士のみ4万円アップとしているが、職員間の格差が生まれ、実質的な賃金アップにつながっていない。③を国は、突然「無償化」と言い出したが、対象が3歳以上であり、現在保育料負担が重い0～2歳児は非課税世帯に限定され、対象施設は、「新制度の施設」だけでなく、基準が低い企業主導型保育も含まれる一方、対象外の施設もある。また給食食材費は無償化の対象外。財政負担は、公立は全額自治体負担だが、私立は国1/2、県1/4、市町村1/4の補助があり、公立保育所の民営化に拍車がかかることが懸念されるとのことであった。</p> <p>●シンポジウム「保護者・住民が求める保育施策とは」が行われ、「消費税10%増税で保育・社会福祉施策はどうなる? (伊藤周平:鹿児島大教授)」、「保護者・住民は保育行政に何を望んでいるのか」(猪熊弘子:名寄市立大特命教授)、「保育施設の整備・再編状況と無償化の影響」(奥野隆一:元佛教大教授)、「保育士確保困難問題を克服する視点」(村山祐一:元帝京大教授)が話をされた。保育無償化は評価できるが、0～2歳児は非課税世帯以外は無償化の対象外であり、消費税増税の負担だけが加わることになるし、低所得者に重い負担となる消費税増税で、高所得者の保育料を無料にするという矛盾が生まれる。また消費税増税が延期されれば保育無償化も延期となる。消費税に頼らず、高額所得者や大企業に応分の税負担を求めて社会保障財源を作る必要があるとのこと。また保育無償化で、入園希望が増え、待機児童が一層増えるとの指摘もあり、認可保育所増設や保育士処遇改善による保育士増員をまず先にやるべきとの指摘もあった。また週休二日で夏休みがある幼稚園と土曜日が休めない保育園とで、同じ給付費では、保育士処遇改善ができない。せめて幼稚園並みに給付費を引き上げるべきとの指摘もあった。</p> <p>●2月県議会で、「幼児教育・保育無償化」問題を取り上げ、「消費税を財源にしないこと」、「地方自治体負担ではなく国の責任での実施」、「県独自実施の保育料無料化制度は給食費無料も継続を」と質問した。給食費無料化は市町村と相談するとのことであった。</p>
関連領収書番号	領収書⑤、⑥。

地方議員セミナー2019

幼児教育・保育の無償化と 保育行政

保護者・住民が求める保育施策とは

日程 **2019年1月30日(水)** 10時00分～17時25分

場所 **全国理容生活衛生同業組合連合会ビル 9階会議室**
東京都渋谷区代々木1-36-4

10:00	情勢解説 保育をめぐる状況 無償化の実施策などについて 逆井直紀 (保育研究所)
11:30	
12:30	シンポジウム 保護者・住民が求める保育施策とは
	報告1 消費税10%増税で保育・社会福祉施策はどうなる? 伊藤周平 (鹿児島大学教授)
	報告2 保護者・住民は保育行政に何を望んでいるのか 猪熊弘子 (ジャーナリスト・名寄市立大学特命教授)
	報告3 保育施設の整備・再編状況と無償化の影響 奥野隆一 (元佛教大学教授・大阪保育研究所)
17:20	報告4 保育士確保困難問題 (保育士不足) を克服する視点 村山祐一 (元帝京大学教授・保育研究所所長)
	質問と交流 司会 実方伸子 (保育研究所)

主催 保育研究所

〒162-0837 東京都新宿区納戸町26-3 保育プラザ

TEL03-6265-3173 FAX03-6265-3230